



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号

平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名

2017〔平成29〕年2月16日

## 準備書面 40

—被告東京電力のSAに関する主張に対する反論—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



〈目次〉

第1章	はじめに 一本準備書面の目的一	3
第2章	予見の対象として適切であること	4
第1	被告東京電力の主張	4
第2	SAそのものが予見の対象とされるべきであること	4
1	原告らの主張するSA予見対象事実	4
2	被告東京電力の主張は根拠のない独自の見解に過ぎないこと	5
3	小括	5
第2	SAが予見の対象として適切であること	6
1	予見の対象として適切であるか否かは具体的な結果回避措置が導けるか否かに尽きること	6
2	被告らが、電源喪失対策及び最終ヒートシンク対策といった具体的な結果回避措置を導ける程度に、SAが生じる危険を具体的に予見していたこと	7
2	原告らの主張は本件事故とは全く無関係の事象の予見を問題とするものではないこと	9
3	小括	10
第4	まとめ	10

---

## 第1章 はじめに ー本準備書面の目的ー

---

被告東京電力は、本件事故に関する被告らの過失を問う上での予見の対象は「本件津波あるいはこれと同程度の津波」でなければならないとし、原告らの主張するSA予見対象事実が抽象的であり予見の対象として不相当であると主張する（被告東京電力共通準備書面（7）31頁以下）。

しかし、これらの主張は、本件事故における予見対象に関する誤った解釈論を基に展開されている上に、原告らの主張内容を正解せずに批判するものである。

本書面では、本件事故における予見対象に関する解釈論についての被告東京電力の誤り、及び原告らの主張内容を正解しない点を指摘し、原告らの主張するSA予見対象事実が予見の対象として適切であることを述べる。

---

## 第2章 予見の対象として適切であること

---

### 第1 被告東京電力の主張

被告東京電力は予見の対象が「本件津波またはこれと同程度の津波」であることについて、以下のように論じる（被告東京電力共通準備書面（7）31，32，44頁）。

すなわち、民法709条にいう過失を論じるうえでの予見の対象は、ある行為による具体的な結果発生危険であるとしたうえで、この「具体的な結果発生危険」を「(当該)事故経過の基本的部分」であるとか「(当該)事故の具体的な発生原因事実とその結果」であると言い換える。そして、本件事故が本件津波を原因とする全交流電源喪失が生じたものであるとして（なお、被告東京電力はこの点について争いが無いとするが、原告らは本件地震が原因となった可能性も主張しているので「争いが無い」との指摘は誤りである。）、予見の対象は、「全交流電源喪失をもたらす津波」が発生する危険性であり、これはつまり「本件津波またはこれと同程度の津波」が発生する危険性であると主張するのである（以下では、被告東京電力が主張するこの予見対象を『「本件津波」』と記載する。）。

### 第2 SAそのものが予見の対象とされるべきであること

#### 1 原告らの主張するSA予見対象事実

原告らの主張するSA予見対象事実は、これまで述べてきたとおり、SAそのもの、すなわち「設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な

損傷に至る事象」である。

被告東京電力も述べるとおり、「具体的な結果発生危険」が予見できる場合には、当該結果発生を回避するための措置を講じなかったことは注意義務違反となる。そして、本件事故においては、まさに結果としてSAが生じているのであるから、「具体的な結果」であるSAそのものを予見の対象とすることは、極めて自然な論理である。

## 2 被告東京電力の主張は根拠のない独自の見解に過ぎないこと

これに対し、被告東京電力は、「具体的な結果発生危険」を「(当該)事故経過の基本的部分」であるとか「(当該)事故の具体的な発生原因事実とその結果」であると言い換える。しかし、このような言い換えを行う根拠は何一つ示されていない。また、そこにいう「基本的部分」が何を指すのか、「発生原因事実」が具体的な因果経過のどの点を指すのか、全くもって明らかになっていない。「本件津波」が予見できていれば被告らに注意義務違反があることは当然であるが、「本件津波」が予見できなければ注意義務違反もないとするのは、明らかな論理の飛躍である。

結局、これらの言い換えは、何らの根拠もない被告東京電力の独自の見解であり、被告東京電力にとって都合の良い予見対象を導くためのすり替えに過ぎない。

## 3 小括

以上のとおり、被告東京電力は、予見の対象が「具体的な結果発生危険」であることから、あたかも論理必然的に、本件での予見対象が「本件津波またはこれと同程度の津波」であるかのように主張するが、これは被告東京電力にとって都合の良い予見対象を導く

ための、何らの根拠もない独自の見解であり、原告の主張する S A  
そのものこそが予見の対象とされるべきである。

## 第2 S Aが予見の対象として適切であること

### 1 予見の対象として適切であるか否かは具体的な結果回避措置が 導けるか否かに尽きること

これまでも主張してきたとおり、過失の判断に当たり具体的な結果発生  
の危険の予見が必要とされるのは、これが予見できなければ行為者にお  
いて結果回避措置を導くことができないからである。したがって、予見  
の対象である「結果発生  
の危険」は、具体的な結果回避措置が導ける程度に具体的なものであ  
れば良いのである。

この点は、被告東京電力自身も、大審院判例や最高裁判例の「ま  
とめ」として指摘し（被告東京電力共通準備書面（7）35頁）、あ  
るいは文献を引用して主張しているところである（同33頁）。

にもかかわらず、被告東京電力は、「発生原因事実」を予見しなければ  
ならないなどと言い換え、本件事故では「本件津波」がこれにあたる  
とする。しかし、そもそも、「本件津波」も本件地震が原因であり、  
その本件地震もプレートの変動等の原因があるように、全ての事象  
にはさらにその原因となる事象がある。そのような一連の因果の  
流れにおいて被告東京電力の用いる「発生原因事実」など一義的に  
定まるものではない。結果回避措置が導けるか否かに関わらず、  
因果経過を全て予測しなければならないかのような被告東京電力の  
主張は、突き詰めて言えば、「本件津波」にとどまらず、「本件津波」  
の原因となった本件地震、本件地震の原因となるプレートの変動が  
予見できたか、などという議論に行き着くものであり、このような

議論が不適切であることは明らかである。

予見対象として適切か否かは、被告らにおいて具体的な結果回避措置が導ける程度に具体的か否かに尽きるのである。

2 被告らが、電源喪失対策及び最終ヒートシンク対策といった具体的な結果回避措置を導ける程度に、SAが生じる危険を具体的に予見していたこと

(1) 原告らが従前より行ってきた主張

被告らは、遅くとも①2006〔平成18〕年5月11日の第3回溢水勉強会、あるいは②2007〔平成19〕年4月のJNESの「安全情報の分析・評価－前兆事象評価の適用－」の発表の時点で、福島第一原子力発電所において電源対策及び最終ヒートシンク対策といった具体的な結果回避措置を導ける程度に、SAが生じる危険を具体的に認識していた。このとは、原告らが従前より主張し、原告ら準備書面37においてまとめたとおりである。

(2) 被告東京電力の主張に対する反論

ア この点につき、被告東京電力は、「同じく電源対策や最終ヒートシンク対策といっても本件津波が発生することを予見したうえで取られるべき対策と、本件津波が発生することを予見しない前提で講じられる対策とでは、全くその内容が異なる」として、全交流電源喪失及び崩壊熱除去系喪失を招いたとする本件津波自体を予見できなければならないと主張する（被告東京電力共通準備書面（7）42頁）。

イ しかし、これは議論のすり替えでしかない。

もちろん、「本件津波」まで予見できていれば、被告らを取る

べきであった結果回避措置は、電源対策や最終ヒートシンク対策だけでなく「本件津波」自体に対する対策も含まれるから、その意味で、「本件津波」まで予見できるか否かによって被告ら  
が取るべき対策は当然異なる。しかし、問題は、このような対策の異同ではなく、「本件津波」を予見せずとも結果回避措置が取れたか否か、結果回避措置が取れたとして当該結果回避措置により本件事故が防げたか否かである。

そして、「本件津波」の予見を前提とせずとも、全交流電源喪失及び崩壊熱除去系喪失を経てS Aに至る因果経過が具体的に予見できれば具体的な電源対策及び最終ヒートシンク対策を取ることが可能であり、当該対策を行っていれば本件事故を防ぐことは可能であったことは既に述べたとおりである（原告ら準備書面34, 38）。これに対し、被告東京電力は、「本件津波」を予見しなければ原告らの主張する結果回避措置を講じること  
はできなかつたであるとか、原告らの主張する結果回避措置では本件事故を防ぐことができなかつたといったことを、立証はおろか主張さえしてない。

ウ むしろ、被告東京電力は、自らが行ってきたS A対策について、例えば、

- ・ 格納容器の徐熱失敗による格納容器の過圧に備え、耐圧性に優れた弁ラインを既設ラインに追設。中央制御室からの操作で格納容器の圧力を逃がすことができるよう整備（耐圧強化ベント）
- ・ 非常用ディーゼル発電機及び直流電源喪失に備え、隣接号機からの電源融通確保等

などを行ってきたと主張しており（被告東京電力共通準備書面



(7) 40, 41頁), 格納容器の除熱失敗や, 非常用ディーゼル発電機及び直流電源喪失の原因となる事象が何であるかを問わずにSA対策を行ってきたことを認めている。このことは, 本件津波を予見せずとも, 全交流電源喪失及び崩壊熱除去系喪失に備えた具体的な電源対策及び最終ヒートシンク対策を講じることが可能であったことを端的に示している。

以上のとおり, 被告東京電力の主張は議論のすり替えに過ぎず, 全くもって理由がない。被告らが, 福島第一電源喪失対策及び最終ヒートシンク対策といった具体的な結果回避措置を導ける程度に具体的にSAを予見していたことは明らかである。

## 2 原告らの主張は本件事故とは全く無関係の事象の予見を問題とするものではないこと

また, 被告東京電力は, SAを予見対象とする原告らの主張が, 本件事故とは全く無関係の事象についての予見を問題とするものであるかのように主張するが(被告東京電力共通準備書面(7)32頁), これは全く原告の主張を正解しないものである。

原告らは, 本件事故と異なる因果経過の予見を問題としている(全交流電源喪失及び崩壊熱除去系喪失の原因となるあらゆる事象の予見を求めている)のではなく, まさに本件事故で生じたSAの予見を問題としている。そのうえで, SAを予見した被告らにおいては, 本件事故で生じた因果経過のうち, 全交流電源喪失及び崩壊熱除去系喪失が生じて炉心損傷に至る部分を阻止するための措置を講じることが可能であったと主張しているのである。結果回避措置が導ける以上, 全交流電源喪失及び崩壊熱除去系喪失に至るまでの因果経過まで予見する必要はない。原告らの主張は, 本件事故と異なる因

果経過を問題にするものではなく、被告東京電力の指摘は全くの的外れである。

### 3 小括

予見の対象は、被告らにおいて具体的な結果回避措置を導くことができればよく、被告らは、電源喪失対策及び最終ヒートシンク対策といった具体的な結果回避措置を導ける程度に、S Aが生じる危険を具体的に認識していた。また、原告らが本件事故と全く無関係の事象についての予見を問題にするものではない。

S Aが予見の対象として適切であることは明らかである。

### 第4 まとめ

以上のとおり、S Aが生じた本件事故において、S Aを予見対象とすることは極めて自然な論理であり、これを予見した被告らにおいて具体的な結果回避措置を講じることが可能であったのであるから、S Aが予見対象として適切であることは明らかである。

以上